

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

I いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（I）自校の課題

- ・規範意識が低く、ルールや時間が守れない、整理整頓が苦手な生徒がいる。
- ・自身の思いを相手に伝えることが苦手な生徒がいる。
- ・相手を思いやる言動を見せる反面、不適切な発言や、執拗なからかいにより相手を傷つけてしまう事案がある。（相手を傷つけていると思っていない）

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
 - ・「本人が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、教職員の主観や「遊びの延長」といった判断で軽視しないことを徹底する。
 - ・特定の生徒だけでなく、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという前提に立ち、全職員で未然防止に取り組む。
 - ・いじめは教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体に重大な危険を生じさせる人権問題であるという認識を、校内研修等を通じて定着させる。
 - ・「いじめの実態把握に特化したアンケート」や「生活アンケート」を活用して潜在的ないじめを確実に把握する。
 - ・生徒の気になる様子を把握した際は、学級担任一人で抱え込まず、速やかに複数の職員や管理職に第一報を伝える体制（報告フローの確立）を整備する。
 - ・いじめの疑いがある場合、速やかに校内いじめ問題対策委員会を開催し、事実関係の確認と指導方針を組織として決定する。
 - ・積極的にスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、被害生徒への心のケアや加害生徒の背景にある問題の解決にあたる。
 - ・把握した事実は速やかに管理職に報告するとともに、当該学年に情報を共有し、家庭訪問等を行い保護者に報告する。保護者の願いを傾聴し、信頼関係を構築しながら協働して解決に向け取り組む。
 - ・「ネットトラブルから自分と仲間を守るための5カ条」などを活用し、中学生に多いSNS上での誹謗中傷やトラブルの早期発見・指導に努める。

- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
 - ・定期的な「いじめの実態把握に特化したアンケート」や「生活アンケート」の実施により、可視化されにくい悩みを抽出する。
 - ・希望に応じた「教育相談訪問」を実施し、授業や行動観察を通じて学校生活や学習状況の情報を収集、共有する。
 - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等と連携し、専門的な知見から生徒や保護者を支援し、いじめの背景にある問題まで踏み込んだ対応を行う。
 - ・不登校以外の居場所や相談窓口と連携し、不登校傾向にある生徒を継続的に見守っていく。
 - ・学級内や校内の掲示物を活用し、生徒一人一人の居場所作りと自尊感情の高揚を図る。
 - ・道徳科を中心とした授業の中で、生命の安全教育や人権啓発資料「新版いのち」を用いた学習を通じ、他者を尊重する態度を育成し、生徒の「居場所」と「自己肯定感」の醸成を図る。
 - ・学習規律の徹底（チャイムと同時に学習開始など）に加え、ICT機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学校への信頼感と学習意欲を高めることで、積極的な生徒指導（未然防止）につなげる。
 - ・「分からない」と安心して言える環境づくりや、個別の状況に応じた配慮を各教科で行う。
 - ・いじめ等の問題が発生した際、担任だけでなく、管理職や関係機関を含む組織として迅速に対応方針を立案、共有する。

- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
 - ・日頃から連絡帳や電話、家庭訪問等を通じて教職員と保護者の人間関係を築き、相談しやすい雰囲気を作る。
 - ・アンケート等を通じて生徒の状況を把握し、その結果を保護者と共有することで共通理解を図る。
 - ・「小さなSOS」を把握するため、保護者との連絡を密にとり、家庭での様子を共有してもらい、学校と家庭が一体となって生徒を支援する。
 - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じ、地域の声を学校経営に反映させる。
 - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等と連携し、専門的な知見か

- ら生徒や保護者を支援する。
- ・福祉事務所、子ども総合センター、警察等と日常的に情報共有を行い、いじめや非行等の課題に対して組織的に対応する。
 - ・重大事態の発生時などは教育委員会と密に連携し、調査や報告を適正に行う体制を整える。
- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
- ・児童会、生徒会による「中学校区ミーティング」等を開き、小中連携して居心地の良い学校・学級づくりを推進する。
 - ・9月に全市で実施される「全市一斉アンケート」を効果的に活用し、早期発見につなげる。
 - ・生徒指導実践資料等を活用した研修を行い、教職員のいじめに対する「感度」を高める。
 - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を講師とした事例研修を行い、組織的な対応能力を向上させる。
 - ・いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を教職員・保護者間で密に共有し、情報の早期集約を図る。
 - ・温かい人間関係を基盤に、生徒が落ち着ける場としての学校・学級を構築する。
 - ・いじめが解消した場合でも、事後の状況を継続して注視する体制を整える。
- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。
- ・文部科学省のガイドラインチェックリストを全教職員で共有し、重大事態の定義や調査の基本的姿勢を常に意識する。
 - ・ガイドラインに基づき、学校独自の基本方針を毎年度点検、更新し、実効性のある内容に維持する。
 - ・重大事態が発生した際に備え、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、弁護士、医師等の専門家と平時から連携ルートを確認しておく。
 - ・いじめアンケートや個人面談を定期的に行い、ささいな兆候や「いじめの芽」の段階で情報を積極的に収集する。
 - ・「年間30日」といった不登校の基準（重大事態2号）に至る前に、欠席や保健室登校の背景にいじめがないかを常に確認する。
 - ・把握したいじめの事実は、一人で抱え込まず速やかに管理職に報告・共有する仕組みを徹底する。
 - ・「生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い（1号）」や「相当期間の欠席（2号）」の基準をチェックリストで再確認し、迷わず「重大事態」として認知できる準備をする。
 - ・被害生徒、保護者の「何があったか知りたい」という思いを理解し、事実関係を正確に、誠意をもって説明する準備をする。
 - ・調査結果の公表や個人情報取り扱いについて、最新の法規やガイドラインに沿った対応手順を整理しておく。
 - ・いじめを面白がったり、見て見ぬふりをしたりする「観衆・傍観者」をなくすため、周りの生徒に対する適切な指導や規範意識の育成を行う。

（3）教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して生徒理解に努める。
- ・朝の会などで、その日の気分や体調をスタンプや数値で入力させ、教職員がリアルタイムで変化を把握する。
 - ・連絡帳の記述内容から、対面では言いにくい人間関係の悩みや家庭での変化を読み取り、共感的なコメントを返す。
 - ・登校時の表情、声のトーン、服装の乱れ、歩き方などを観察し、前日との違いをチェックする。
 - ・教室の隅で一人でいる生徒や、特定のグループ内での力関係、遊びの様子をさりげなく見守る。

- ・リラックスした環境での会話から、生徒同士の今の流行や、人間関係の距離感を把握する。
 - ・複数の教職員が異なる視点（教科担任、部活顧問、養護教諭など）で情報を共有し、多角的な生徒像を構築する。
 - ・専門的な視点からの助言を受け、生徒の言動の背景にある心理的・環境的要因を深く理解する。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
- ・全教育活動を通じて豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
 - ・「いじめ撲滅強化月間」を活用し、学校全体でいじめ防止への意識を高める啓発活動を行う。
 - ・教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりしないよう、常に指導のあり方を自省、改善する。
 - ・いじめを「面白がって眺める」「見て見ぬふりをする」といった周囲の生徒（傍観者）に対しても、それが加担行為であるという認識を促し、適切に発信する意識を育てる。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、生徒の内面を支援する。
- ・教職員が聞き手となり、生徒の言葉を否定せずに「受容的・共感的に理解」することで、心のケアに努める。
 - ・学級担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー（SC）等と連携し、生徒の小さなサインを組織で見守る。
 - ・アンケートの回答や聴取結果をまとめた文書を適切に管理、共有し、きめ細かく組織的に対応する体制を整える。
 - ・必要に応じてスクールカウンセラー（SC）による個別カウンセリングを実施し、生徒の精神的な健康をサポートする。
 - ・スクールカウンセラー（SC）と教職員が情報を共有し、学校全体で生徒を支える支援体制を構築する。
 - ・生徒が安心して自分の思いを表現できるよう、学級内で互いを認め合う雰囲気を作る。
- ④ いじめの事実に対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童生徒を最後まで守る。
- ・自分たちの課題としていじめ防止を捉え、合意形成を経験させることで、内面的な成長を促す。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）などで構成される校内いじめ問題対策委員会を常設し、定期的な情報共有を行う。
 - ・担任が一人で問題を抱え込まず、些細な兆候であっても速やかに管理職、生徒指導主事、学年主任へ報告し、組織として情報を蓄積する。
 - ・指導にあたる教員、被害生徒の心のケアを担当する教員（養護教諭やSC）、保護者対応を行う教員など、組織内での役割を明確にする。
 - ・担任だけでなく、部活動顧問や教科担任、清掃・休み時間などの副担任による観察など、複数の目によるチェック体制を整える。
 - ・定期的な「いじめの実態把握に特化したアンケート」の実施や、全生徒を対象とした教育相談・個人面談を通じて、組織的に情報を収集する。
 - ・いじめの兆候を発見した場合、校内いじめ問題対策委員会を中核に、当事者や周辺の生徒から迅速かつ正確な聞き取りを一斉に行う。
 - ・被害生徒を「最後まで守り抜く」姿勢を全教職員で共有し、加害生徒に対しても複数の教員で毅然としつつ教育的な配慮を持って指導に当たる。
 - ・事案の深刻度に応じ、北九州市教育委員会、子ども総合センター、警察、法務局などの関係機関と

速やかに連携を図る。

- ・全教職員が、いじめ防止対策推進法や市の基本方針を正しく理解し、共通の認識で対応できるように定期的な研修を実施する。
- ・教職員同士が相談しやすい風通しの良い職場環境を整え、組織的な連携がスムーズに機能するように努める。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
 - ・全ての教育活動を通じて、相手の立場に立って考える「思いやり」や、生命を尊重する心の育成を図る。
 - ・社会のルールやきまりを守る「規範意識」を育む指導を行い、いじめが許されない行為であることを一貫して教える。
 - ・学校での指導方針を保護者懇談会等で共有し、学校と家庭が同じ視点で生徒を見守り、指導できる体制を整える。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
 - ・毎年9月の「いじめ防止強化月間」に、生徒向けだけでなく保護者向けのアンケートも実施し、家庭から見た子どもの様子や懸念事項を積極的に収集する。
 - ・アンケート結果を踏まえ、全生徒および必要に応じて保護者との面談を行い、文字だけでは伝わらない悩みや変化を把握する。
 - ・心の健康観察を実施し、生徒の言動だけでは気づきにくい「小さなSOS」を把握するため毎日チェックを行い、心配な点があれば適宜保護者と共有する。
 - ・家庭訪問や三者面談、日々の電話連絡等を通じて、教職員と保護者の間に信頼関係を築き、いじめや不安を早期に相談できる土壌を作る。
 - ・発達等に関する不安がある場合などは、保護者の気持ちに寄り添いながら、療育機関や専門家と連携するための具体的なステップを共有する。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。
 - ・HPや通信等、個人情報に配慮したうえで、行事の様子や日々の学習活動を写真付きで公開し、視覚的に活動を伝える。また、文章だけでなくグラフや図解を用い、学校評価の結果や改善策を分かりやすく開示する。
 - ・授業参観、学校開放週間等で実際の指導現場を見てもらうことで、取組の成果と現状を伝える。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
 - ・ 専門家（SC・SSW）を交えた事例研究を実施し、外部専門家によるカウンセリング演習等を通じ、専門的な視点と対応スキルを全職員で共有する。
 - ・ 「校内いじめ問題対策委員会」を中心に情報を集約し、個人で抱え込まない体制を校内研修で繰り返し周知する。
 - ・ ICT（オンライン調査）を活用し、いじめ実態調査の結果を即座に把握し、教育委員会や教職員間でリアルタイムに危機意識を揃える
 - ・ 自校の「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で振り返り、課題や未然防止の取組にズレがないか確認する。

- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
 - ・ 道徳の授業を核に、自他を尊重する心や善悪の判断力を養う。
 - ・ 「いじめは許されない人権侵害」という共通認識を徹底する。
 - ・ 自分と他者の違いを認め、良好な人間関係を築くためのコミュニケーションスキルを習得させる。
 - ・ 感情やストレスをコントロールし、トラブルを未然に防ぐ能力を育てる。
 - ・ ネット社会への対応（ネットリテラシー）を学び、SNS等でのルールを生徒自らが考え、ネット上のいじめや誹謗中傷を「自分事」として捉えさせる。
 - ・ 生徒会活動や学校行事を通じ、「自分の居場所」と「役割」を実感させ、集団としての規範意識を高める。
 - ・ 読書や体験活動を通じ、自分や他者の命の大切さを学び、相手の痛みを感じる豊かな感性を育む。

- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
 - ・ UD（ユニバーサルデザイン）化を積極的に図り、誰にとっても「見通し」の持てる授業を行う。
 - ・ ICT（1人1台端末）を活用し、一人ひとりの習熟度や興味に合わせた課題設定を行う。
 - ・ ペア、グループ学習を取り入れ、教え合い、学び合いの中で成功体験を積ませる。
 - ・ 失敗を許容し、良い行動を具体的に認める「承認」の意識を定着させる。
 - ・ 全員に役割（係や当番）を与え、「自分が必要とされている」という自己有用感を育む。
 - ・ 朝の会や対話の時間を通じ、小さな変化や悩みの予兆を早期にキャッチして支援につなげる。
 - ・ 学年、学校全体で指導方針を統一し、生徒がどの教室でも安心して過ごせる一貫性のある環境を整える。

- ④ 教育活動全体を通じて生徒自らが活躍できる場を設定する等、児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
 - ・ 行事、委員会、清掃、日々の授業の中で、一人ひとりが「自分がいなければならない」と感じられる具体的な役割を与える。
 - ・ 教師主導ではなく、生徒会や学級活動でのルール作り・企画を生徒に委ね、自ら学校を良くしている実感を育てる。
 - ・ 小さな成長や挑戦の過程を具体的に価値づけして褒め、教師や仲間から認められる経験を積み重ねる。
 - ・ 授業等で「自分で選ぶ・決める」機会を増やし、主体的に取り組んだ結果としての達成感を味わわせる。

- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定する。
 - ・ 中学校区ミーティングにて、小中学生が合同でネットトラブル防止等の具体的なルールを協議・決定する。
 - ・ 各校の代表者が自校の課題を持ち寄り、解決策を考え、アクションプラン（行動指針）にまとめる。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 年3回以上「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施する。
 - ・アンケート結果に基づき、必要に応じて個別の教育相談（面談）を実施し、早期対応につなげる。
 - ・アンケートの実施に合わせ、学校内の相談体制や北九州市子ども総合センター等の外部相談窓口の情報を共有し、生徒が声を上げやすい環境を整える。
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
 - ・チャンス相談や生活アンケートを通じ、悩みや小さな変化を早期にキャッチする。
 - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、専門的知見を支援に組み込む。
 - ・担任一人が抱え込まず、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で対応する。
 - ・「24時間子ども相談ホットライン」等の校外の相談窓口を生徒・保護者に徹底して知らせる。
- ③ 「心の健康観察」を実施し、児童生徒の心の不調の把握に努める。
 - ・声に出せない不安や悩みを可視化し、教職員が早期に把握する。
 - ・スクールカウンセラー（SC）の定期的な巡回と相談体制を周知する。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。
 - ・校外の相談窓口を生徒、保護者に周知する。

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに生徒指導主事・校長・教頭へ報告する。「遊び」や「ふざけ」に見えても、その場で止めさせ、情報を共有する。
 - ・「校内いじめ問題対策委員会」が中心となり、個人ではなく組織として方針を決定し、全教職員で情報を共有し、学校全体で見守る体制を作る。
 - ・聞き取りは担任一人に任せず、学年主任や生徒指導担当など複数の教職員で実施し客観性を保つ。
 - ・深刻なケースでは、躊躇なく警察や専門機関（子ども総合センター等）と連携する。
- ② いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援を行う。
 - ・加害生徒との接触を避けるための座席配慮や別室登校、状況に応じた加害側の出席停止措置などを検討し、登校時の安全を物理的に守る。
 - ・教職員が休み時間や登下校時の巡回を強化し、一人にさせない見守り体制を整える。
 - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、継続的なメンタルケアと環境改善を行う。
 - ・被害生徒の訴えを否定せず聞き切り、「学校は全力で守る」という姿勢を明確に示して心の孤立を防ぐ。
 - ・教育委員会や24時間相談ホットライン等、学校以外の相談先とも情報を共有し、家庭を多角的にサポートする。

- ③ いじめを行った生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ・本人から詳細な事実関係を聴き取り、組織的に対応を決定する。
 - ・指導を通して、いじめが心身に重大な影響を与える人権侵害であることを理解させる。
 - ・本人が抱える悩みやストレスなど、いじめの背景にある問題にも目を向け、継続的な指導・支援を行う。
 - ・聴き取り内容を速やかに連絡し、いじめの事実に対する保護者の正しい理解を得ると共に、学校の方針を伝え、家庭での指導や見守りについて具体的な協力を求める。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による面談を実施する。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
- ・いじめ行為が止まっている状態が、少なくとも3か月継続していることと、被害生徒本人が、心身の苦痛を感じていないと判断できることをいじめの解消条件とし、職員に周知する。
 - ・定期面談や組織的見守り、再発防止指導、家庭連携など、フォロー体制を整える。
- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。
- ・ネットトラブル防止には大人の理解も不可欠とし、PTAや地域と連携した啓発活動を推進する。
 - ・インターネット上の人権侵害情報を発見した際は、被害拡大を防ぐため直ちに削除依頼を行う。また、生命や身体に危険がある重大事態と判断した場合は、速やかに警察署へ通報・援助を要請する。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われる時

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組） 保護者懇談会①※希望者	4月	職員会議（生徒理解）
6月	いじめに関するアンケート・教育相談 アンケート 教育相談①	5月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
8月	ネットいじめ防止フォーラム	6月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・教育相談② いじめに関するアンケート 学級活動（いじめ問題に関する取組）	7月	職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組みの点検、評価、9月い じめ防止強化月間取組の確認等）
【後期】			
10月	保護者懇談会②※希望者 生活アンケート		
11月	教育相談③(3年)	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等）
12月	保護者懇談会③※希望者	12月	職員会議（取組の点検・評価等）
1月	いじめに関するアンケート		
2月	教育相談③	2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等）
		3月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・職員会議（1年間の取組の点検・評 価、児童（生徒）理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 生徒指導主事 ○ 生徒支援加配 ○ 養護教諭
- 各学年生徒指導担当 ※スクールカウンセラー ※スクールソーシャルワーカー

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 週1回実施する。

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間、異年齢にまたがる集団による場合等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。